

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 形質変更時要届出区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県桶川市大字小針領家字堤内千三百十一番十二の一部、千三百五十四番の一部、千三百七十七番二の一部、千三百七十一番の一部、千三百七十二番の一部、千三百八十七番の一部、千三百八十八番の一部、千三百八十九番の一部、千三百九十番の一部、千三百九十一番の一部、千三百九十二番の一部、千三百九十三番三の一部、千三百九十三番四の一部、千四百十四番三の一部、千四百十六番の一部、千四百十七番の一部、千四百十八番の一部、千四百十九番の一部、千四百二十番の一部、千四百二十一番一の一部、千四百二十五番四の一部、千四百三十一番の一部、千四百三十二番の一部、千四百三十三番の一部、千四百三十四番の一部）

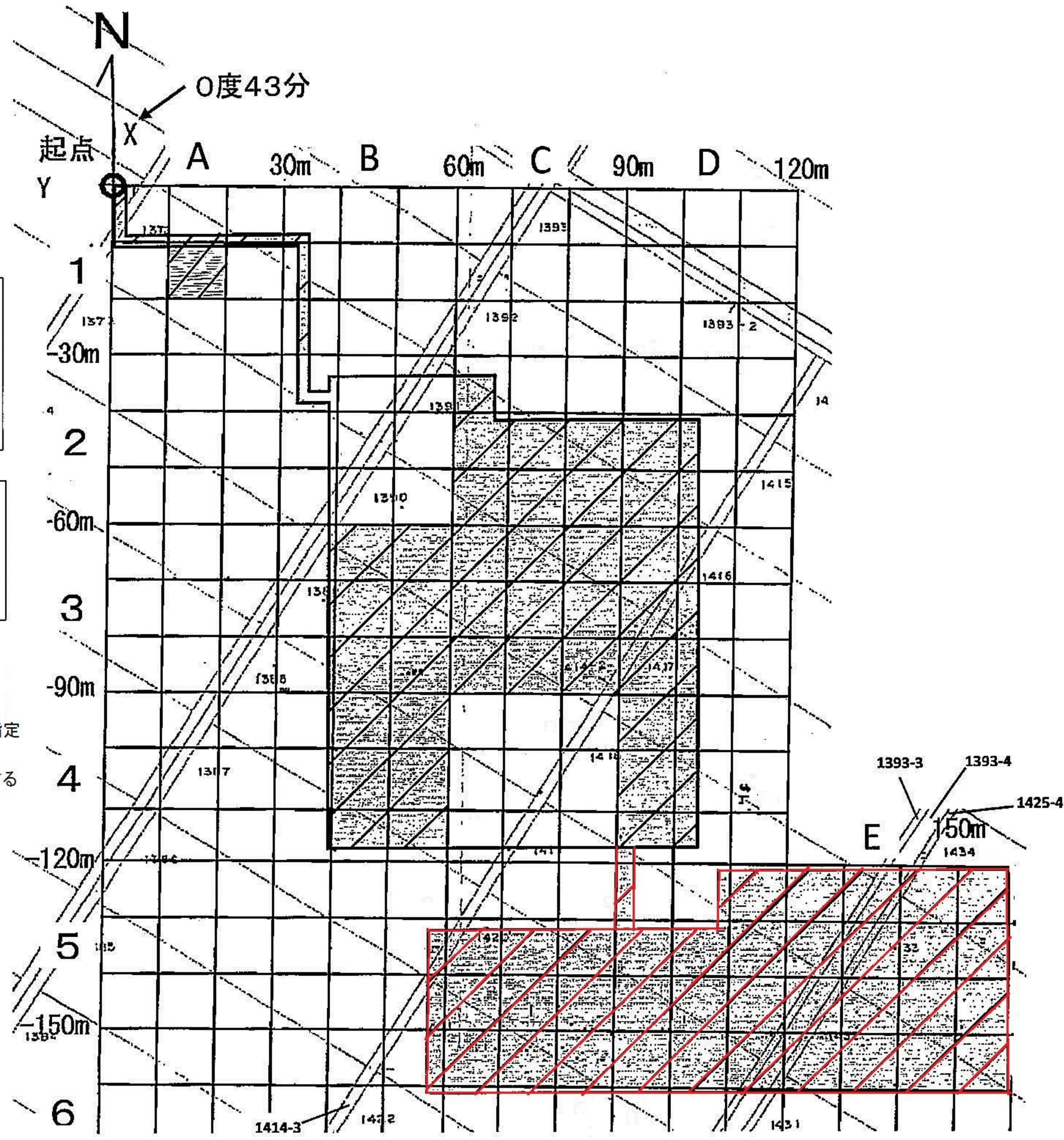
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

別図のとおり（埼玉県桶川市大字小針領家字堤内千三百十一番十二の一部、千三百五十四番の一部、千三百七十七番二の一部、千三百七十一番の一部、千三百七十二番の一部、千三百八十七番の一部、千三百八十八番の一部、千三百八十九番の一部、千三百九十番の一部、千三百九十一番の一部、千三百九十二番の一部、千四百十四番三の一部、千四百十六番の一部、千四百十七番の一部、千四百十八番の一部、千四百十九番の一部、千四百二十一番一の一部、千四百二十五番四の一部）







起点  
 起点は、桶川市大字小針領家  
 字堤内1354番地内の座標  
 (世界測地系)  
 X=2906.328, Y=-21837.935

格子の回転角 0度43分  
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた  
 線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた  
 線により構成される格子を、起点を支点に  
 右方向に回転させた角度を示す。

凡例

-  形質変更時要届出区域に指定する区域
-  自然由来特例区域に指定する区域